

大阪市告示第1252号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和7年大阪市告示第385号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和8年9月18日

大阪市長 横山英幸

1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市大正区船町一丁目1番1、1番3、2番、2番1、3番、4番、4番1、5番3、5番5、16番、17番、17番1の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完による基準適合の確認

（環境局環境管理部環境管理課）